

企業行動規範に関する公表措置銘柄(注)一覧

最終更新日:平成20年7月1日

公表日	該当銘柄はございません。
銘柄名	
コード	
市場	
該当事項	
公表理由等	

(注)「企業行動規範に関する公表措置」について

本所では、株主・投資者の保護及び市場運営の観点から、上場会社に対し、以下の事項について適切な対応を求めるとともに、これらの事項を尊重していないと認める場合には、その旨を公表することができるものとしております。

1. 望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等上場会社は、上場株券の最近の投資単位が5万円以上50万円未満となるよう、当該水準への移行及びその維持に努めるものとし、株券の投資単位が50万円以上である場合であって、本所が必要と認めるときは、当該発行者に対し株券の投資単位が5万円以上50万円未満となるよう投資単位の引下げを勧告することができるが、当該勧告した場合において、勧告に沿った対応が当該発行者によって行われなときは、本所はその旨を公表することができます(「企業行動規範に関する規則」第13条第2項)。
2. 買収防衛策の導入に係る尊重事項上場会社が買収防衛策を導入する場合に、(1)「開示の十分性」、(2)「透明性」、(3)「流通市場への影響」、(4)「株主の権利の尊重」について尊重するものとし、当該事項を尊重していないと本所が認める場合は、本所はその旨を公表することができます(「企業行動規範に関する規則」第13条第2項)。
3. 株式分割等に係る努力等上場会社は、株式分割等(株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式の変更)を実施する場合は、流通市場に混乱をもたらすことのないよう努めるものとし、当該株式分割等が、流通市場に混乱をもたらすおそれがあると本所が認める場合には、本所はその旨を公表することができます(「企業行動規範に関する規則」第13条第2項)。